

介護保険に係る申請手続のオンライン化（介護ワンストップサービス） 実現に向けた方策の取りまとめ

平成 30 年 3 月 30 日
内閣官房 IT 総合戦略室
厚生労働省 老健局

1. 介護ワンストップサービスとして実現する内容と実施時期

介護や介護予防のために必要な行政手続を含むサービス情報を得られ、行政手続のオンライン化により、時間・場所を問わず、Web サイト上でサービスの検索から申請が可能となるワンストップサービスを実現する。これに当たっては、子育てワンストップサービス（平成 29 年 7 月よりサービス開始）における自治体との接続基盤であるマイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」の活用も念頭におきつつ、効率的な実施方法を検討する。

こうしたワンストップサービスの実現により、本人や家族の不安の軽減並びに行政手続を申請する者の手続に係る負担が軽減するとともに、ケアマネジャー等の介護に従事する者の負担軽減が図られ、介護サービス利用者への自立支援や重度化防止等に向けた支援への注力が期待できる。

以上について、平成 30 年度（遅くとも平成 31 年 3 月まで）から順次実施する。

2. 対象手続

介護保険に係る申請手続のうち、行政手続等の棚卸し結果等により申請者数が多い手続（申請件数が概ね年間 10 万件以上）等、オンライン化の効果が期待できると考えられる以下の手続について、運用に向けた各種課題についてさらに検討を進める。

- ① 要介護・要支援認定申請
- ② 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- ③ 負担割合証の再交付申請
- ④ 被保険者証の再交付申請
- ⑤ 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- ⑥ 介護保険負担限度額認定申請
- ⑦ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- ⑧ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請

3. 検討すべき課題

以下の課題の解決に向けて平成 30 年中に検討を行う。

なお、介護保険に係る申請手続のオンライン化に当たっては、エンドツーエンドで手続をとらえ、申請者や代理・代行するケアマネジャー等の事業者、家族等にとって、負担軽減につながるものとなるよう、手続の詳細なフローについて検証を行う。

（1）添付書類の取扱い

申請手続はオンライン化されても、添付書類の提出方法によってはオンライン

化の効果が得られない場合もあるため、添付書類の取扱いについて

- 提出の省略
- 電子的な提出（スキャン等による電子化されたファイルでの提出等）
- 添付書類（現物）の持ち込み・郵送

など、申請者や自治体等の関係者への影響を踏まえ検討する必要がある。

【代表的な添付書類】

①介護保険被保険者証

（現状）

- ・ 法令上（介護保険法および介護保険法施行規則）多くの手続きで添付を必要としている
- ・ 例えば、要介護認定の申請事務等においては、判定された要介護度等を被保険者証に記載する必要があること等から、申請時に被保険者証の添付を求めている

（検討方針）

- ・ 提出を省略した場合のリスク、課題について、自治体における現状実務の取扱を検証しつつ、添付省略の可否も含めて対応策を検討する

②領収証・預貯金の通帳の写し等

（現状）

- ・ 介護保険法施行規則にて添付が必要とされている手続も存在する
- ・ 真正性の確認のため現物性での確認を必要としているものがある

（検討方針）

- ・ コピーでの取り扱いやスキャン等の電子データでの添付について、その課題及び事務の効率化に及ぼす影響を検証し可否を検討する

（2）申請方法

介護保険の手続においては、本人だけでなく本人以外（家族・ケアマネジャー等）が手続の実務を行うことが想定されるため、申請のオンライン化に当たっては、制度面・システム面において、本人確認や代理権の確認等に係る課題を検討する必要がある。

（3）その他の事項

- オンライン化で手続が簡素化されることにより、よりコストが増加したり、既存制度の主旨に反するもの、適正な行政手続の執行を阻害するものとならないよう配慮する必要がある

4. 今後のスケジュール

～平成30年3月：方策の取りまとめ（今回）

（盛り込む内容）

- ・ オンライン化に向けた手続の選定

- ・ オンライン化に向けた課題の整理

～平成 30 年 6 月目途：各府省中長期計画
(盛り込む内容)

- ・ オンライン化に向けた工程表

～平成 30 年 12 月まで

- ・ 申請のオンライン化の具体的な方法等について自治体向けガイドライン等の発出
- ・ 自治体での運用準備

平成 31 年 1 月以降

- ・ 遅くとも平成 31 年 3 月までに可能な手続から順次ワンストップサービスの開始予定※

※手続単位でのサービス開始時期については、事務運用指針・ガイドラインを踏まえる

5. 今後の更なる検討

被保険者を中心とした行政手続のオンライン化を契機に、以下の取組につなげることが重要である。

- ・ 行政のデジタル化に向けた業務改革 (BPR) やデータの活用による行政事務の効率化、利用者の利便性の向上に向けた取組
- ・ 例えば、申請書の様式が比較できるマイナポータルの機能を活用し、入力データ項目が他自治体と比較可能になることにより、申請項目の標準化につなげ、自治体を跨いだ申請者の負担が軽減されるなどの業務改革 (BPR) の推進
- ・ さらに、例えば、ケアマネジャー等の事業者から自治体への情報提供依頼書の提出など、事業者と自治体間の申請等についても、オンライン化を検討
- ・ 自治体における円滑な運用のための支援

以上